

小田原市いこいの森条例等の一部改正に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市いこいの森条例等の一部改正
政策等の案の公表の日	令和6年4月15日（月）
意見提出期間	令和6年4月15日（月）から令和6年5月14日（火）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、農政課窓口）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	5件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	3
C	今後の検討のために参考とするもの	1
D	その他（質問など）	1

〈具体的な内容〉

(1) 休館日及び休場日等に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	現在、夏季期間においては管理棟等の休館日及び休場日は設けないものとするとしているが、引き続き夏季期間の休館日及び休場日は設けずに運営を行うということによいか。 そうでないのであればその部分は利用者の利便性向上とはならないと思われるので引き続き継続してほしいがどう考えているのか。	B	ご意見のとおりです。
2	現在、夏季期間においては管理棟の開館時間は午前 9 時から午後 10 時までとされているが、引き続き夏季期間については午前 9 時から午後 10 時までの開館時間で運営を行うということによいか。 そうでないのであれば利用者の利便性向上とはならないと思われるので引き続き継続してほしいがどう考えているのか。	C	これまでの運用実績等を踏まえ管理棟の開館時間は午後 5 時までとしますが、午後 5 時以降もこれまで同様に宿泊利用者のお問い合わせ等に対応できるよう体制を整えます。
3	管理棟については、水曜日と木曜日が連続して祝日だった場合の週の休館日はないということによいか。	B	ご意見のとおりです。

4	林間運動広場、バードゴルフ場及び体験交流センターについては、木曜日と金曜日が連続して祝日だった場合の週の休場日はないということでよいか。	B	ご意見のとおりです。
5	「日曜日、土曜日及び休日」は「日曜日、土曜日又は休日」に変更。	D	該当箇所は、小田原市いこいの森条例第6条（1）イ 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。）であると思われませんが、「日曜日、土曜日及び休日」は条文の意図に沿ったものと考えますので、変更なしとさせていただきます。